

第1回 小浜市水道料金等制度審議会

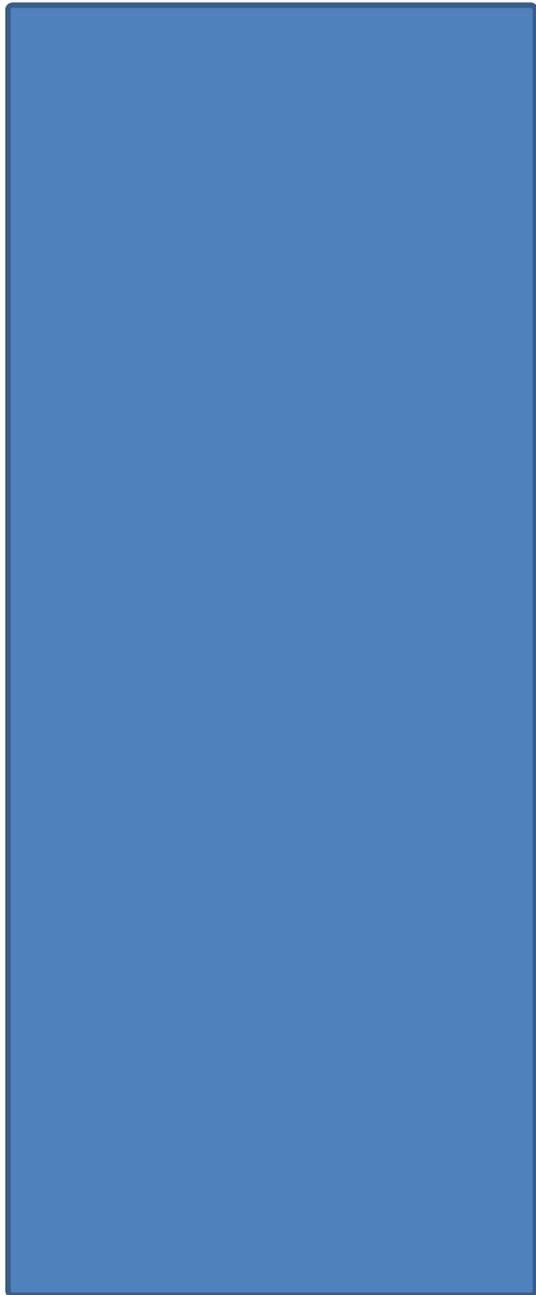
日時 令和3年7月7日(水) 19時30分から
場所 小浜市役所 4階 大会議室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付式
 - 1) 委嘱状交付
 - 2) 市長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - ① 委員紹介・事務局紹介
 - ② 会長・副会長選出
 - ③ 会長・副会長あいさつ
 - (2) 諮問 (上下水道料金制度について)
 - (3) 審議会の運営について
 - ① 水道料金等制度審議会設置条例
 - ② 審議会の日程及び概要
 - ③ 会議の情報公開について
4. 説明および意見交換
 - (1) 小浜市水道事業の概要について
 - (2) 小浜市下水道事業の概要について
5. 次回の開催日程について
月 日 ()
6. その他
7. 閉 会

令和3年度 第1回 小浜市水道料金等制度審議会 席表

市長



会長席

15 チムラ アキズミ
地村 明純
加斗地区使用者

副会長席

14 ヤマモト シゲヒロ
山本 茂弘
中名田地区使用者

1 マキオカ テルオ
牧岡 輝雄
市議会議員

13 タケウチ アキラ
竹内 彰
口名田地区使用者

2 タハラ ダイスケ
田原 大輔
学識経験者

12 タハシ カズジ
高橋 一二
今富地区使用者

3 ハマヅメ ケンジ
濱詰 健二
学識経験者

11 ツボタ タケオ
坪田 武夫
遠敷地区使用者

4 ナカ ユキトシ
中 幸俊
小浜地区使用者

10 マツミヤ ミキオ
松宮 巳貴夫
松永地区使用者

5 カガワ ノボル
香川 昇
雲浜地区使用者

9 アサヒ ヤスオ
朝日 保雄
宮川地区使用者

6 フナイ トモエ
船井 智恵
西津地区使用者

8 イワサキ ヨシノブ
岩崎 好信
国富地区使用者

ニシトモ リエ
西友 理絵
西津地区使用者

7 ノムラ カズシ
野村 和司
内外海地区使用者

産業部長(幹事)
マエノ ヒロヨシ
前野 浩良

上下水道課長
イマムラ アキヒロ
今村 昭広

上下水道GL
カミクボ ヒロユキ
上窪 弘之

上下水道GL
デグチ ヨシオ
出口 伊男

小浜浄化センター次長
オオニシ ヒロシ
大西 博司

上下水道GL
ナカツカ マサヒロ
仲塚 政弘

上下水道GL
ヤマモト ヒロカズ
山本 広和

上下水道主査
モリカワ スミコ
森川 澄子

上下水道主事
マトバ ヒサリ
的場 久准

令和3年度 小浜市水道料金等制度審議会委員名簿

NO	代 表	地 区 等	氏 名	備 考
1	市議会議員	小浜市議会産業教育 常任委員会委員長	マキオカ テルオ 牧岡 輝雄	
2	学識経験者	福井県立大学 海洋生物資源学部教授	タハラ ダイスケ 田原 大輔	
3	〃	小浜商工会議所 副会頭	ハマヅメ ケンジ 濱詰 健二	
4	公共団体の代表者 ・地区使用者	小浜	ナカ ユキトシ 中 幸俊	
5	〃	雲浜	カガワ ノボル 香川 昇	
6	〃	西津	フナイ トモエ 船井 智恵	ニシトモ リエ 西友 理絵
7	〃	内外海	ノムラ カズシ 野村 和司	
8	〃	国富	イワサキ ヨシノブ 岩崎 好信	
9	〃	宮川	アサヒ ヤスオ 朝日 保雄	
10	〃	松永	マツミヤ ミキオ 松宮 巳貴夫	
11	〃	遠敷	ツボタ タケオ 坪田 武夫	
12	〃	今富	タカハシ カズジ 高橋 一二	
13	〃	口名田	タケウチ アキラ 竹内 彰	
14	〃	中名田	ヤマモト シゲヒロ 山本 茂弘	
15	〃	加斗	チ ムラ アキズミ 地村 明純	

事務局 (上下水道課)

産業部長 (幹事)	マエノ ヒロヨシ 前野 浩良	上下水道課長	イマムラ アキヒロ 今村 昭広
上水建設管理グループ	ヤマモト ヒロカズ 山本 広和	下水建設管理グループ	ナカツカ マサヒロ 仲塚 政弘
上水普及経営グループ	デグチ ヨシオ 出口 伊男	下水普及経営グループ	カミクボ ヒロユキ 上窪 弘之
	モリカワ スミコ 森川 澄子		オオタニ タクヤ 大谷 拓也
	タカハシ トオル 高橋 徹		ヤマザキ ヨウスケ 山崎 洋裕
小浜浄化センター次長	オオニシ ヒロシ 大西 博司		マトバ ヒサノリ 的場 久准

浜上水第131号
令和3年7月7日

小浜市水道料金等制度審議会
会長 様

小浜市長 松崎 晃治

小浜市上下水道料金のあり方について（諮問）

近年、水害や震災といった自然災害が日本各地で発生し、甚大な被害をもたらしており、その都度ライフラインである上下水道の重要性が見直されてきました。

このように市民生活に直結している上下水道事業ですが、その経営は独立採算制を原則とする「公営企業」であり、効率的な経営のもとにおける適正な料金体系での健全な運営を確保しなければなりません。

小浜市では、上水道事業は昭和34年、下水道事業は昭和58年の事業着手以来、区域の拡張と施設の拡充を進めるとともに、窓口業務の一部民間委託など、より良いサービスの提供と経営の健全化にも努めてきました。

今後の人口減少や節水意識の向上等による料金収入の減少や、老朽化を迎える施設の更新・耐震化など多くの課題がある中、これまでに、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営戦略を策定してきたところです。

今後とも持続可能な健全経営を将来にわたって安定的に運営していくため、小浜市の上下水道の料金制度のあり方について総合的な観点から、ご検討、ご審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

水道料金等制度審議会の日程（案）

年 月	項 目	内 容
令和3年4月中旬	○委員依頼	・議会 ・商工会議所 ・公民館
令和3年7月7日	○第1回 審議会	・委員委嘱 ・会長および副会長選出 ・諮問案説明
令和3年8月上旬	○第2回 審議会	・本市の上下水道事業の現状説明 (施設更新、維持管理等)
令和3年9月上旬	○第3回 審議会	・経営状況の説明 ・県内各市との比較
令和3年10月上旬	○第4回 審議会	・経営状況の説明 ・県内各市との比較
令和3年11月上旬	○第5回 審議会	・料金改定の有無 ・改定の基本的な考え方
令和3年12月上旬	○第6回 審議会	・具体的な改定案について協議
令和4年1月中旬	○第7回 審議会	・具体的な改定案について協議
令和4年2月	○第8回 審議会	・答申案について最終協議
	○答 申	・審議会の意見を市長へ答申
令和4年3月	○3月議会	・議会へ報告

1. 会議について

- (1) 開催回数 8回開催予定
- (2) 開催時間 午後7時30分～午後9時まで（90分程度）

2. 情報公開について

- (1) 基本的に、市主催の会議は公開（傍聴可能、ただし全部ではない）
- (2) 協議結果についても公開とする。市ホームページに掲載。
- (3) 情報公開の内容は議事録概要とし、次回の会議で委員の了解を得た上で公開したい。
- (4) 委員の自由な発言を妨げないようにするため、個人名は明記せず「委員」「事務局」としたい。

○小浜市水道料金等制度審議会設置条例

平成元年9月30日

条例第35号

改正 平成2年3月28日条例第12号

平成5年3月25日条例第2号

平成14年3月25日条例第4号

平成21年3月30日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道料金制度および下水道料金制度に関する事項を調査、審議するため、小浜市水道料金等制度審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 公共団体の代表者および水道使用者または下水道使用者

(4) その他市長が必要と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事を若干名置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業部上下水道課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月25日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。